

マイナンバーカード

町では、全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得できるサービス「コンビニ交付サービス」を10月から導入します。コンビニ交付サービスを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。より便利に、より簡単にサービスを利用するためにも、マイナンバーカードを取得しましょう。

問 税務窓口課 ☎84-0313



マイナンバーQ&A

Q マイナンバーって何？

A マイナンバーは、赤ちゃんから高齢者まで、国籍に関わりなく、住民票を有する人が持つ12桁の番号のことです。一人ひとりが持つ自分だけの番号で、原則、生涯変わりません。



Q マイナンバーはどんな時に必要なの？

A 社会保障や税、災害対策の分野において、法律や条例に定められた事務に限って利用されます。例えば…
○就職や社会保険等の手続きをするとき
○年末調整や確定申告をするとき
○災害時に支援サービスを受けるとき

Q マイナンバーカードって何？

A 公的な身分証明書にもなる顔写真付きのカードです。また、コンビニで住民票の写しを取得できるなど、便利な機能があります。(開成町では10月から導入)



マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意！

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報取得にご注意ください。マイナンバー制度に関し、行政機関の職員が個人情報、口座番号などを聞き出すことはありません。
※不安を感じた場合は、警察にご連絡ください。

Start! マイナンバーカード申請サポートサービスを始めます

町職員が皆さまのもとへ出向き、無料で写真撮影から申請までを一括サポートします！必要な条件を満たしていれば、自治会やご家族、ご近所同士で申し込むことが出来ます。この機会に、ぜひマイナンバーカードを作ってみませんか。

- 【必要条件】
- ①開成町に住居登録があること
 - ②参加者が5～10名程度いること
 - ③取りまとめをする代表者がいること



- ◆出張サポートの流れ
- ①申込み
代表者が会場を決め、申込書と申請希望者リストを税務窓口課へ提出してください。
 - ②開催日の決定
町職員が開催日時と持ち物等を代表者へお知らせします。
 - ③サービス利用当日
個人番号カード交付申請書(マイナンバー通知カードの下にあります)を持って会場にお越しください。
※申請書がない場合は、運転免許証又は健康保険証、介護保険証等の本人確認書類を2点お持ちください。
 - ④マイナンバーカードの受取り
申請から約1か月でカードが出来上がります。通知が届きましたら、必ずご本人が税務窓口課でお受け取りください。(要予約)

農業委員が決まりました

新たな農業委員12人が町長から任命されました。任期は、令和4年3月31日までです。

問 農業委員会事務局(産業振興課) ☎84-0317



- ◆農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されています。
- ◆優良農地の確保と有効利用
農地法に基づく農地の権利移動についての許可、農地転用申請の受理や意見書の添付等を行います。
- ◆農地等の利用の最適化
認定農業者など担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の維持発展に寄与します。
- ◆地域の課題解決
農業者などの意見交換で寄せられた意見を関係行政機関などへ汲み上げます。
- ◆農業への理解促進活動
農業への関心や理解を深めることを目的に、小学生とその保護者を対象とした米栽培体験学習塾などを開催しています。



※()内は、自治会名ではなく住所。